行田市告示第３９６号

行田市物品売買等一般競争入札（事後審査型）公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６及び行田市物品売買等一般競争入札（事後審査型）試行要綱第４条の規定に基づき公告する。

令和８年１１月５日

行田市長　　行　田　邦　子

記

１　入札対象案件

⑴　案　　件　　名　　グループウェア用パソコン賃貸借（長期継続契約）

⑵　納　入　場　所　　行田市役所

⑶　数　　量　　設計図書等のとおり

⑷　契　約　期　間　　契約日から令和１４年２月２９日まで

⑸　賃貸借期間　　令和９年３月１日から令和１４年２月２９日まで

⑹　予　定　価　格　　７７７，９７５円（税抜/月額）

⑺　概　　要　　設計図書等のとおり

⑻　入札手続等の方法

本件入札は、行田市公共工事等電子入札運用基準（平成１８年９月２２日市長決裁）に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。

２　入札参加者の資格

入札に参加できる者は、現在有効な行田市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、期日の指定のないものについては、公告日現在とする。

⑴　形態	単体企業
⑵　登載事業所の要件	関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に、本市と契約権限を持つ本店、支店又は営業所を有する者

(3)　登録業種等	大分類：賃貸 中分類：OA機器・用品 小分類：パソコン（付属品含む）
(4)　その他	施行令第１６７条の４の規定に該当しない者
	行田市契約規則（昭和５１年規則第２２号）第１２条の規定により、行田市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
	本件入札の公告日から落札決定日までに、行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成５年告示第５４号）に基づく入札参加停止措置期間中でない者
	本件入札の公告日から落札決定までに、行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２２年告示第２４３号）の規定に基づく入札参加除外措置期間中でない者
	会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
	入札に参加しようとする者の間に、行田市競争入札参加資格者心得第３条の２に規定する基準に該当する資本関係又は人的関係がない者
	元請として過去に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した、本案件と規模を同程度とするＯＡ機器・用品等に係る賃貸借契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績（履行中の契約を含む。）を有する者。 なお、本市と契約権限を有する者以外の本支店の実績も含めるものとする。

3　入札参加資格の有無の確認

行田市物品売買等一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき、入札執行後に確認する。

4　入札日程

設計図書等の公開	
公開日	令和８年１１月５日（木）
公開方法	電子入札システムのうち入札情報公開システム及び市ホームページに掲載する。 （市ホームページURL） https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/soumubu/keiyakukensa/gyomu/nyusatsu_keiyaku/nyusatsu/ippan/1725.html
設計図書等に関する質問	
受付期間	令和８年１１月５日（木）　午前８時３０分から 令和８年１１月１７日（火）　午後３時まで
提出方法	行田市総務部契約検査課宛てに質問書を電子メールにより提出すること。この場合、提出した旨を電子メール送付後に、速やかに同課へ電話連絡をすること。 なお、本案件では電子入札システムによる質問回答機能又は持参等による質問は受付をしない。 （宛先）keiyaku@city.gyoda.lg（エルジー）.jp
回答日時	令和８年１１月２０日（金）　午後５時まで
回答方法	回答は、市ホームページ中、入札・契約情報の一般競争入札公告一覧内に掲載する。
競争参加資格確認申請書の提出	
提出期間	令和８年１１月５日（木）　午前８時３０分から 令和８年１１月２６日（木）　午後５時まで
提出方法	入札参加を希望する者は、上記期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。
入札の執行	
入札書提出期間	令和８年１２月１日（火）　午前８時３０分から 令和８年１２月２日（水）　午後１時まで
開札日時	令和８年１２月２日（水）　午後１時３０分

5　入札に関する注意事項

(1)　入札執行等

ア　入札執行日時等を変更する場合は、電子入札システムにより案内する。

イ　入札に参加する者の数が１者であるときは、入札を執行しない。

ウ　施行令第１６７条の８第４項に規定する再度入札は行わない。

(2)　入札書に記載する金額

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札金額は、上記「１入札対象案件(5)賃貸借期間」に係る賃借料を月額（消費税及び地方消費税を含まない。）で記載すること。

(3) 入札の辞退

行田市公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

(4) 関係法令等の遵守

入札に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、行田市契約規則、行田市競争入札参加者心得、行田市賃貸借契約約款（ファイナンスリース用）、行田市公共工事等電子入札運用基準等を熟知の上、入札に参加すること。

(5)　独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

(6)　その他

落札候補者とすべき同額の入札をした者が２者以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

6　入札保証金

免除する。

7　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

(2)　参加資格確認のため、市長が行う指示に従わない当該落札候補者のした入札

(3)　虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札

(4)　記載事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

(5)　その他入札に関する条件に違反した入札

8　落札者の決定方法等

(1) 開札後、落札候補者の参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

⑵ 落札候補者となり連絡を受けた者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、一般競争入札参加資格等確認資料及び契約実績証明書を、連絡を受けた日から起算して３営業日以内に、電子メール、信書（簡易書留、レターパック等、到達が確認できる方法）又は持参により提出すること。（信書の場合は指定した期日に必着とする。）

提出先　〒３６１－８６０１

埼玉県行田市本丸２番５号

行田市役所契約検査課

E-mail　keiyaku@city.gyoda.lg.jp（エルジー）

９　落札者等の公表

落札者の公表は、落札決定後電子入札システムの入札情報公開システムで公表する。

１０　契約保証金

⑴ 落札者は、契約金額の１００分の１０以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない。なお、本号の契約金額とは、月額の賃借料（消費税及び地方消費税を含む。）に上記「１入札対象案件⑸賃貸借期間」に係る月数を乗じて得た額とする。

⑵ 前号にかかわらず、行田市契約規則第５条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。この場合において、同条第３号の規定の適用を受けようとする者は、別に定めるところにより、実績を証明しなければならない。なお、同号中「過去２年の間」とあるが、本件については期間を問わないものとする。

１１　支払条件

毎月払

１２　契約条項等

この公告に定めるもののほか、本件に係る入札及び契約の手続きについては、行田市契約規則、行田市物品売買等一般競争入札（事後審査型）試行要綱、行田市競争入札参加者心得、行田市公共工事等電子入札運用基準及び設計図書等の定めるところによる。

なお、契約条項等については、行田市役所２階契約検査課又は行田市ホームページ等で閲覧することができる。

１３　その他

⑴ 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書、一般競争入札参加資格等確認資料等は返却しない。

⑵ 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

⑶　電子入札に参加できない場合で、行田市公共工事等電子入札運用基準に基づき紙入札が認められる場合は、紙入札で参加することが出来る。紙入札により参加する場合は、入札情報公開システムに添付してある「紙入札方式参加申請書」を１２月１日（火）正午までに、行田市役所契約検査課に電子メール、信書（簡易書留、レターパック等、到達が確認できる方法）又は持参により提出すること。（信書の場合は１１月３０日（月）必着とする。）

⑷　本市では、電子契約による契約締結が可能です。詳細は入札情報公開システムに添付してある「電子契約利用のお知らせ」をご覧ください。

１５　問い合わせ

⑴　問い合わせ先　　行田市総務部契約検査課契約担当

⑵　電話番号　　０４８－５５６－１１１１（内線２１３・２１４）

⑶　ＦＡＸ番号　　０４８－５５４－０１９９